

高速道路等沿道における 屋外広告物規制の見直しについて

平成28年8月30日

目次

- 1.見直しの背景と目的
- 2.案内広告物とは
- 3.現在の案内広告物の規制状況
- 4.見直しの検討対象範囲
- 5.高速道路等沿道の屋外広告物の現状
- 6.見直しの考え方
- 7.今後の見直しスケジュール

1.見直しの背景と目的

■本県を取り巻く社会情勢

①世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録
〔22箇所〕（H28.10予定）

②高速道路ネットワークの形成
（近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道の整備推進）

③和歌山の魅力を磨き売り出す
〔目標観光客数：3,300万人〕（和歌山県長期総合計画）
〔H27年実績：3,334万人：速報値〕

（和歌山県観光振興実施行動計画2016）

1.見直しの背景と目的

■和歌山の各施設などを案内する屋外広告物が、必要以上に大きく、また、過剰に設置されている状況から、和歌山の美しい景観を損なう原因になっている。



■和歌山の美しい自然・歴史的景観を保全する必要がある。

■観光振興の面から、一定の基準を設け、適切な設置を促す必要がある。



■一定基準に適合する屋外広告物にはその設置を認める。

2.案内広告物とは

■案内広告物とは

①道標



②案内図板等



2.案内広告物とは

■案内広告物とは

③案内板



3.現在の案内広告物の規制状況

		禁止地域
道標、案内図板 等		<ol style="list-style-type: none"> 1.公共的団体が設置するもの 2.面積は1面につき、5㎡以下であること。 3.個数は、最も必要な個所に1個であること。 4.建築物の壁面を利用するものは、壁面の上端及び両側端から突き出さないものであり、かつ窓その他の開口部を覆わないこと。 5.独立して設置されるものは、高さ4m以下、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置すること。
案内板	壁面広告	<ol style="list-style-type: none"> 1.面積は、1面につき、1㎡以下であること。 2.壁面広告及び独立広告の個数は主たる進入路の両側にいずれか1個であること。
	独立広告	<ol style="list-style-type: none"> 1.面積は、1面につき、2㎡以下であること。 2.表示面は2面限りとし、かつ、高さは3m以下であること。 3.壁面広告及び独立広告の個数は主たる進入路の両側にいずれか1個であること。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1.電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものにあつては、許可地域等における電柱広告の表示面積及び高さ等の許可基準を適用 2.個数は、巻き付けのもの又は突出しのそのものそれぞれ2個であること。
	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1.事業所等の方向、里程その他の案内に要する面積は表示面積の1/3以上であること 2.道路上に突き出ないこと。

3.現在の案内広告物の規制状況

		第1種地域	第2種地域	第3種地域
道標、案内図板等		建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を適用		
案内板	壁面広告	面積は、1面につき、3㎡以下であること。	面積は、1面につき、5㎡以下であること。	
	独立広告	1.面積は、1面につき、3㎡以下 2.表示面は2面限りとし、かつ、高さは5m以下	1.面積は、1面につき、5㎡以下 2.表示面は2面限りとし、かつ、高さは5m以下	
	共通	1.事業所等の方向、里程その他の案内に要する面積は表示面積の1/3以上であること 2.道路上に突き出ないこと。		

3.現在の案内広告物の規制状況

■高速道路沿道の規制

- ・高速自動車国道及び自動車専用道路から300m以内で道路路面より上の地域で道路から展望できる区域においては、設置できない。

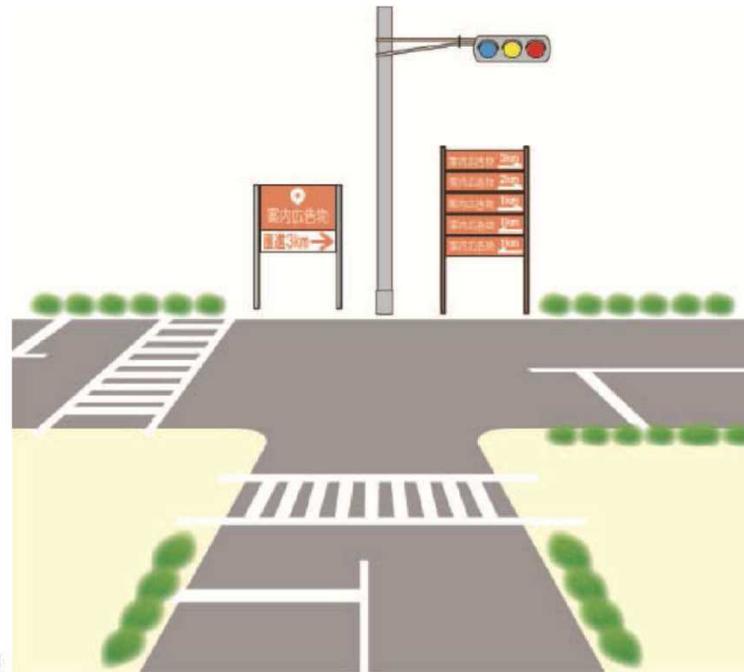


3.現在の案内広告物の規制状況

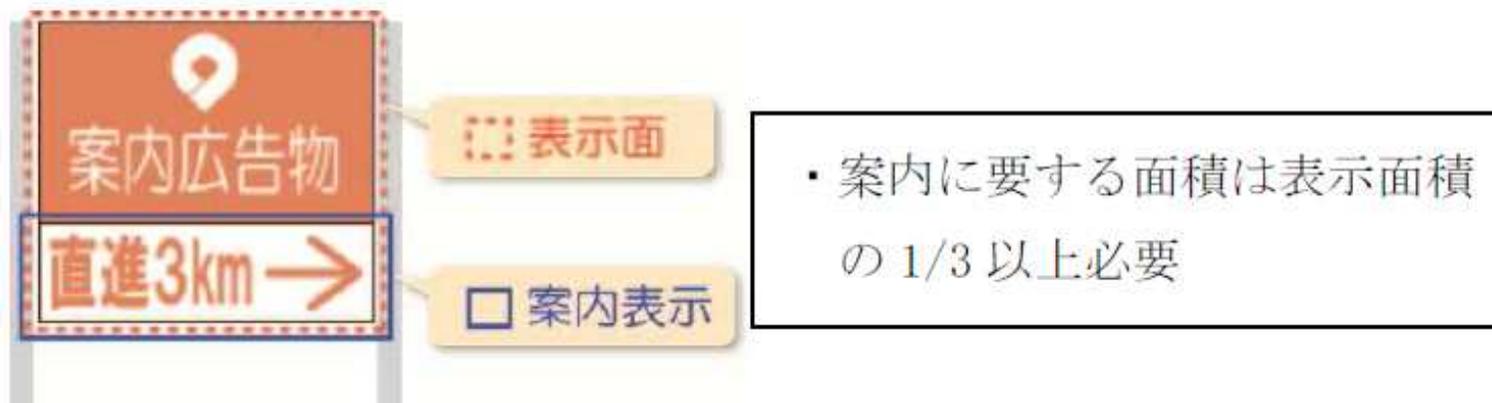
■一般道路

- ・案内広告物は、信号機等の付近に設置可能。
- ・案内広告物（案内板：独立広告）は、面積 2m^2 まで可能。
- ・要件を守ることで、面積・高さ緩和（禁止地域）

ただし、3以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積は、1面につき、 10m^2 以下で、表示面は2面限りとし、かつ高さは5m以下であること。



3.現在の案内広告物の規制状況



3.現在の案内広告物の規制状況

○現状の禁止区域の特例許可基準と高速道路沿道の禁止区域への適用について

■和歌山県屋外広告物条例(昭和59年条例第10号)(抄)

(適用除外)

第六条 (略)

2~5 (略)

6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。

7・8 (略)

(許可の基準)

第十一条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。



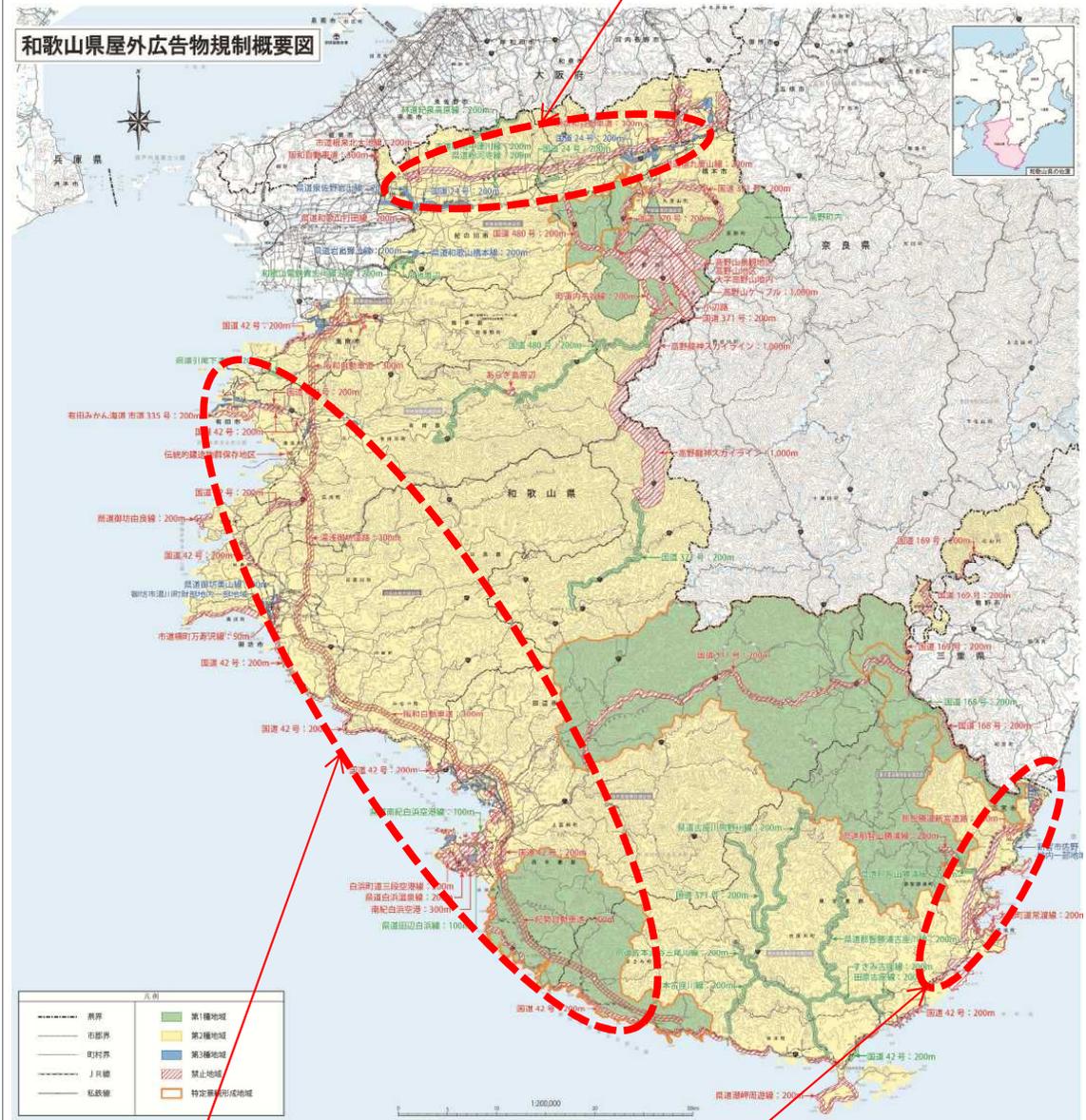
■条例第6条第6号による許可基準は、高速道路等沿道の禁止区域を想定しておらず、要件等から実質的に掲出不可となっている。



■このため、新たに高速道路等沿道における特例許可基準を新たに規定する方向で検討。

4.見直しの検討対象範囲

■ 県外からの来訪者の多くが利用する高速道路は道の玄関口である。和歌山の魅力ある場所・ものを知ってもらい、体感してもらうためには、一定程度の案内は必要である。そのため、案内広告物の見直し検討対象範囲を「**高速道路沿道**」とする。



阪和自動車道

那智勝浦新宮道路

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

- ・多くの違反広告物が設置されている。



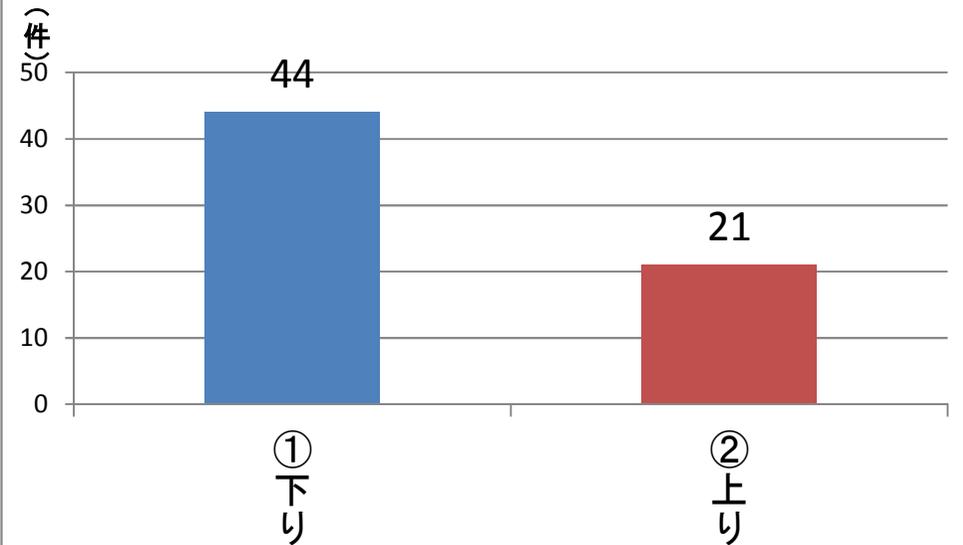
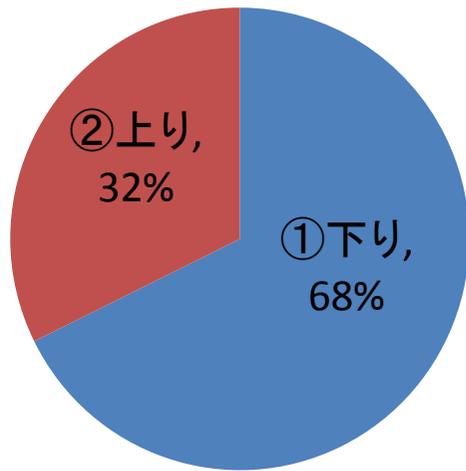
※阪和自動車道 御坊IC付近

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

① 広告物の分布状況 (上り・下り)

・ 下りの広告物が多い



※下り: 和歌山→田辺方面

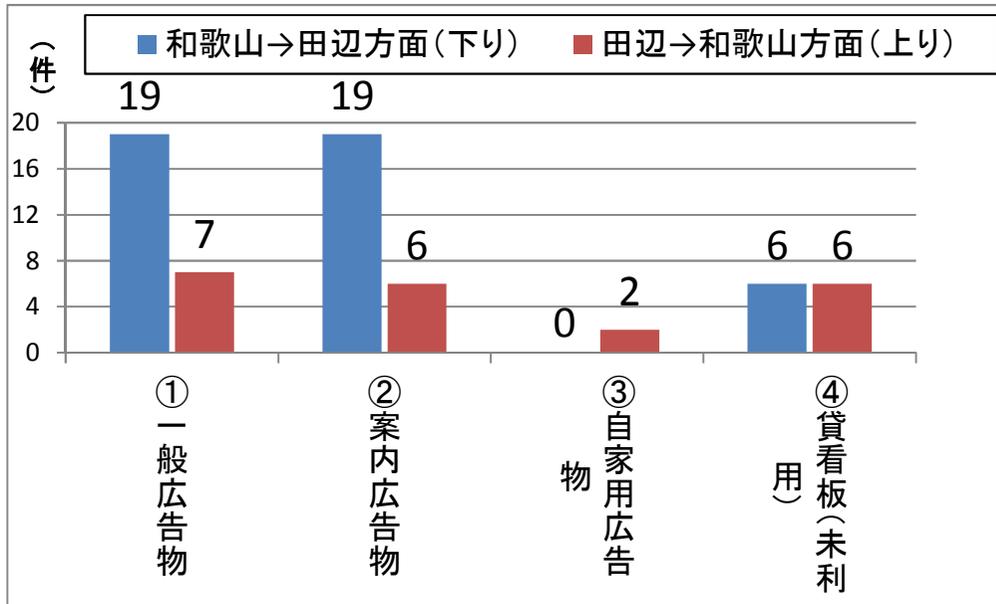
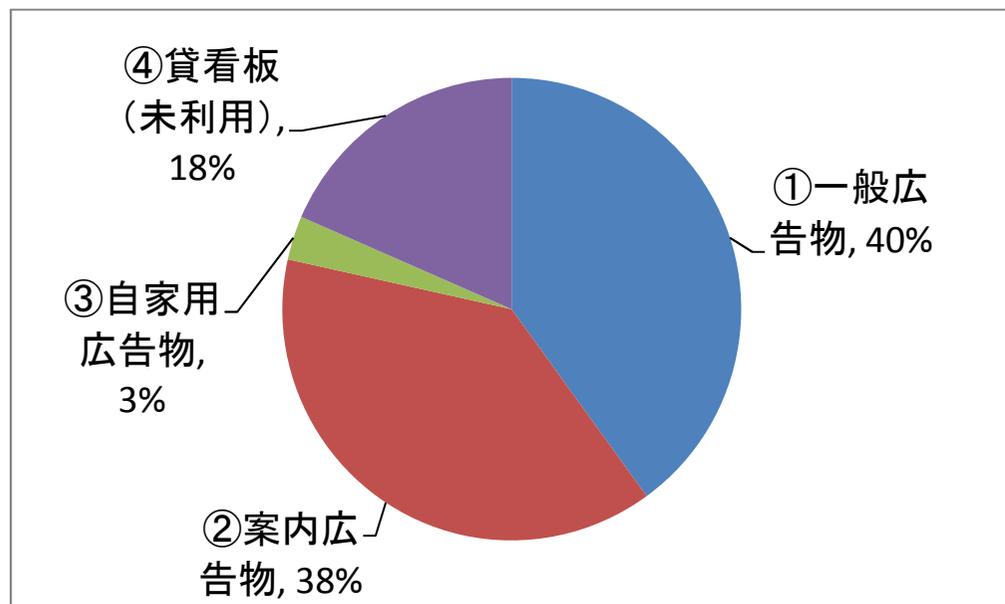
※上り: 田辺→和歌山方面

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

② 広告物の種類

・ 一般広告物と案内広告物は同程度の数が設置されている



※案内の掲示があるものはすべて案内広告物としてカウント

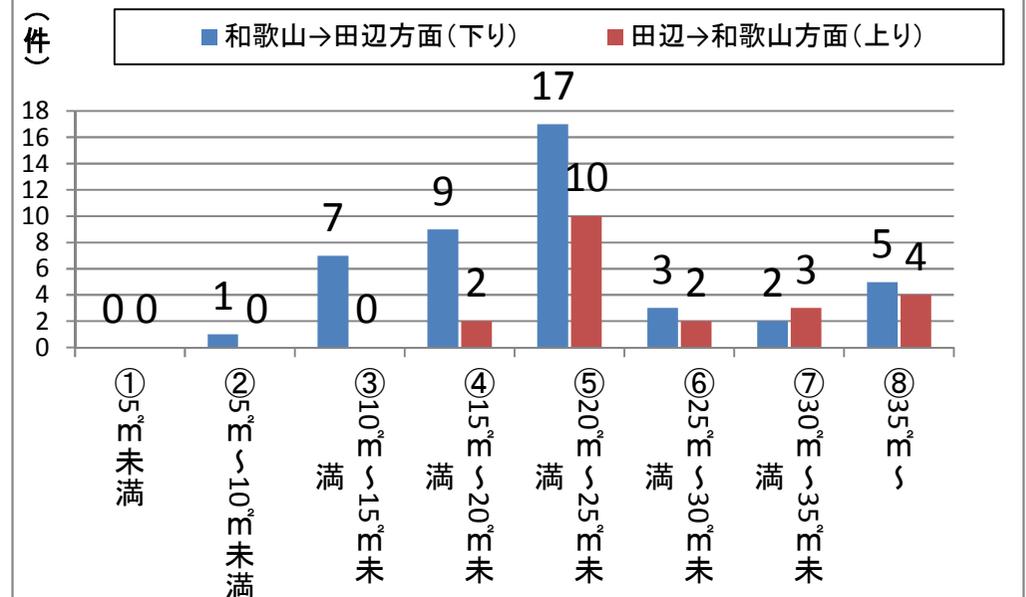
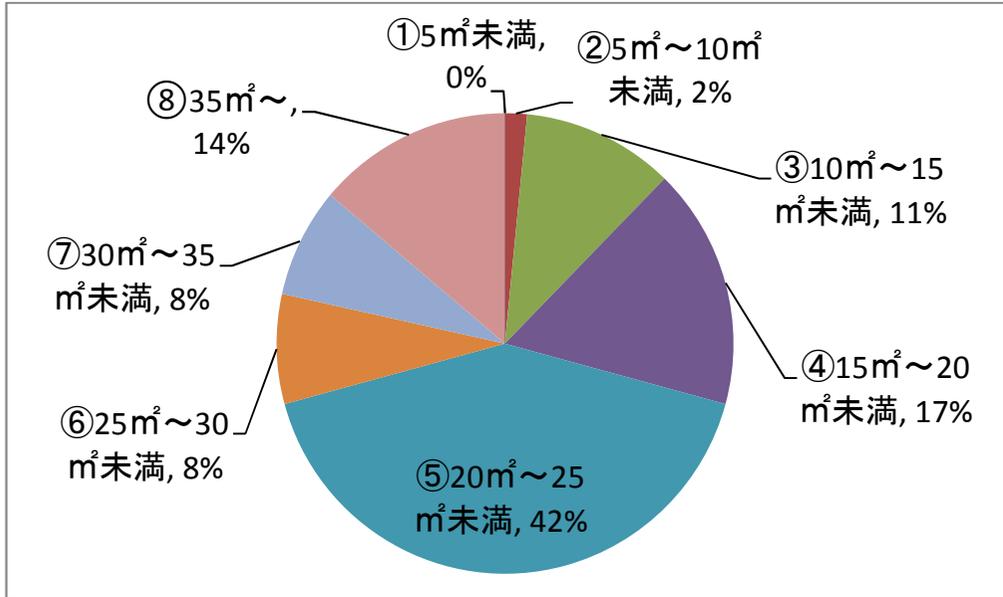


5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

③ 広告物のサイズ

・ 20㎡程度の広告物が特に多い



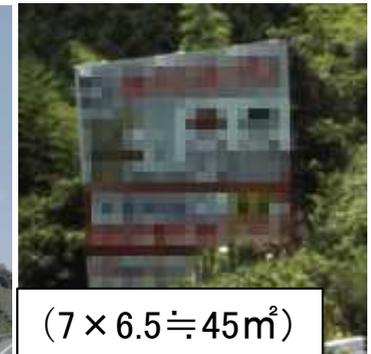
(3 × 7 ≒ 21㎡)



案内広告物(上り)



案内広告物(下り)



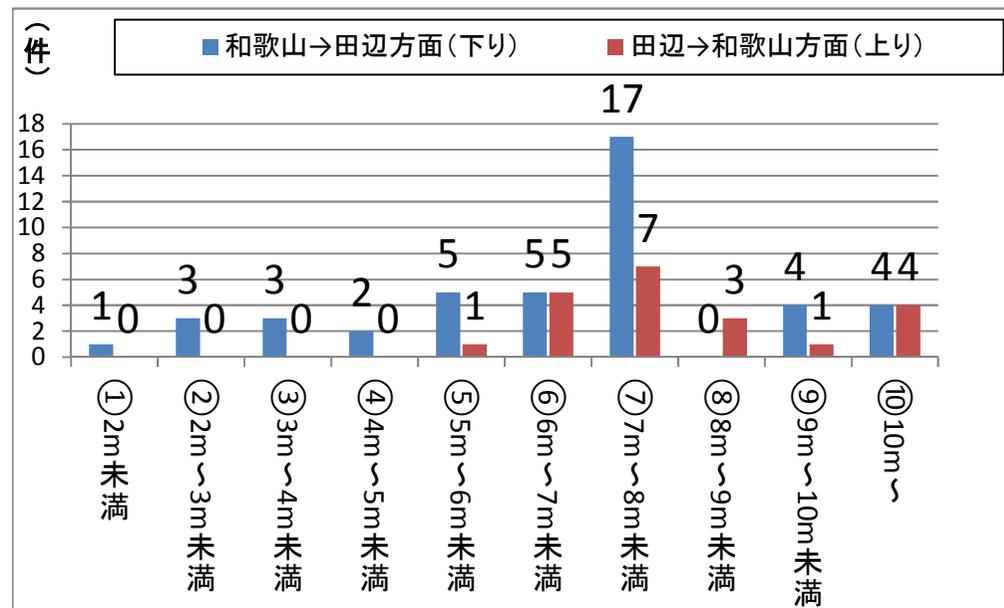
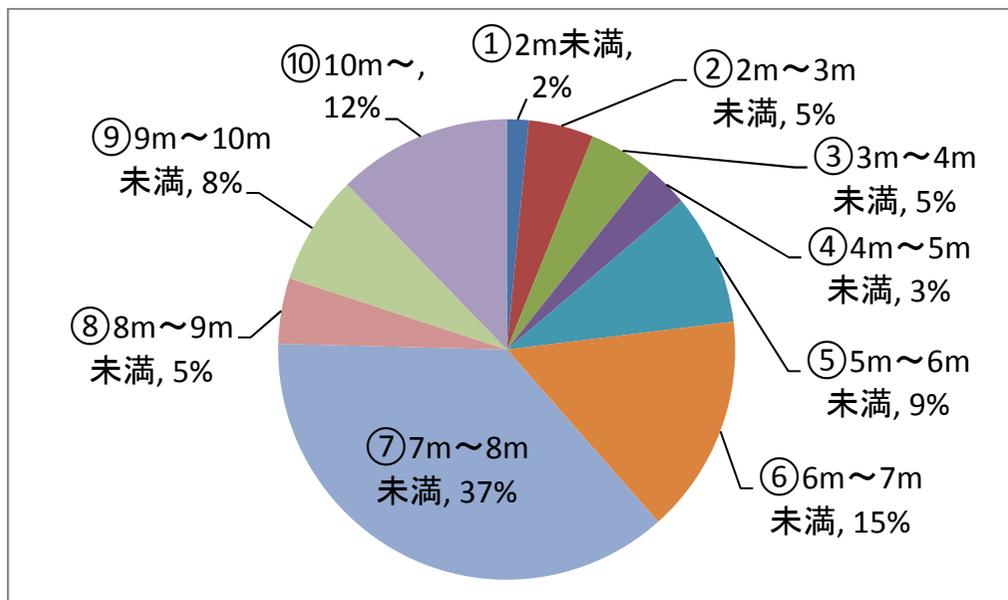
(7 × 6.5 ≒ 45㎡)

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

④ 広告物の横幅

・ 横幅 7m～8m程度の広告物が多い

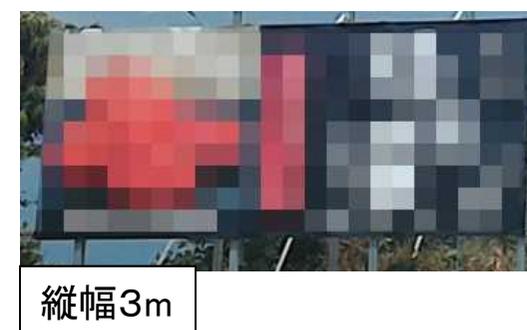
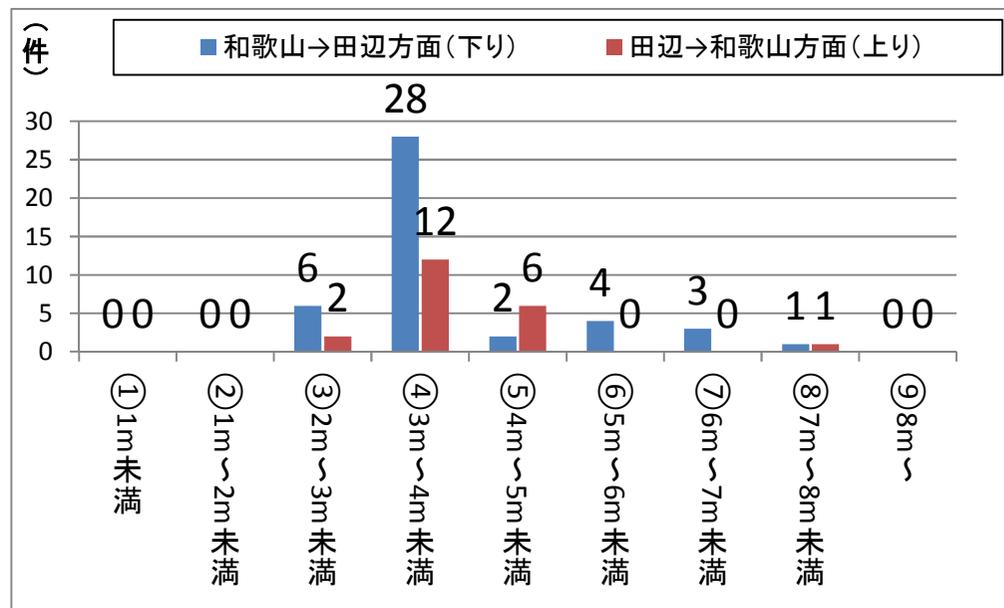
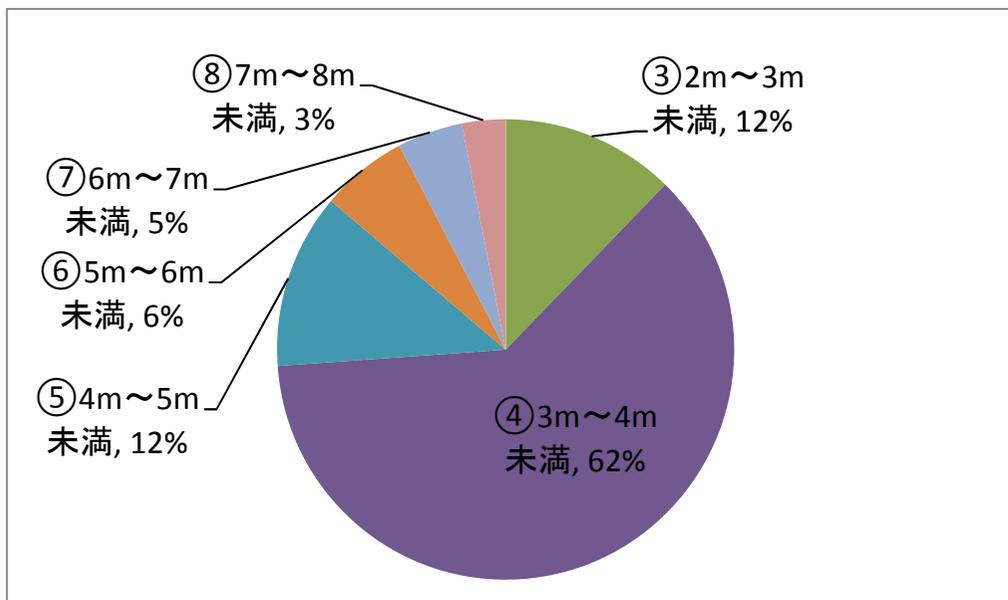


5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑤ 広告物の縦幅

・ 縦幅 3m～4m程度の広告物が多い

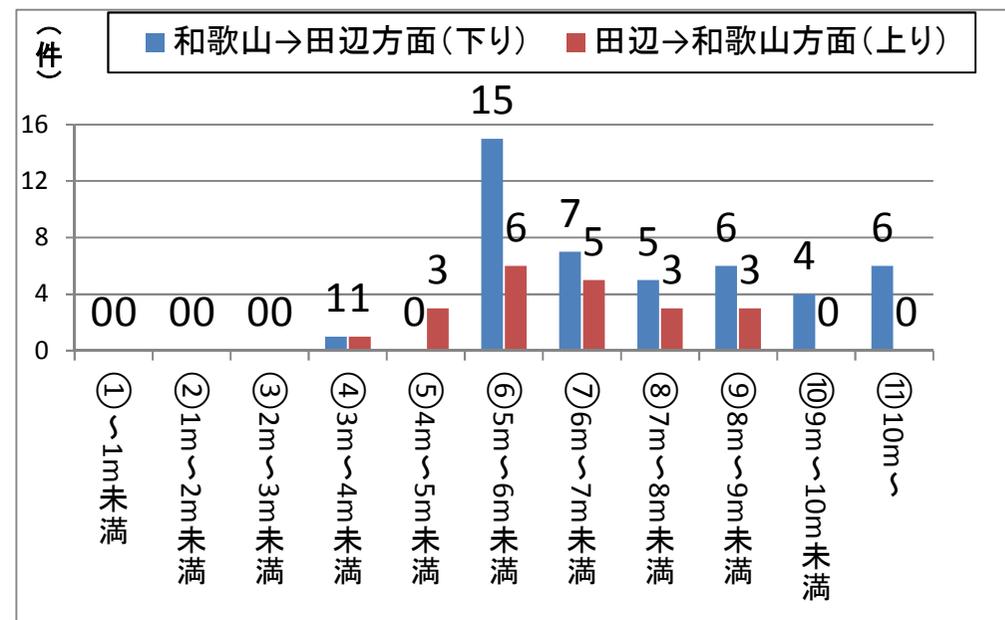
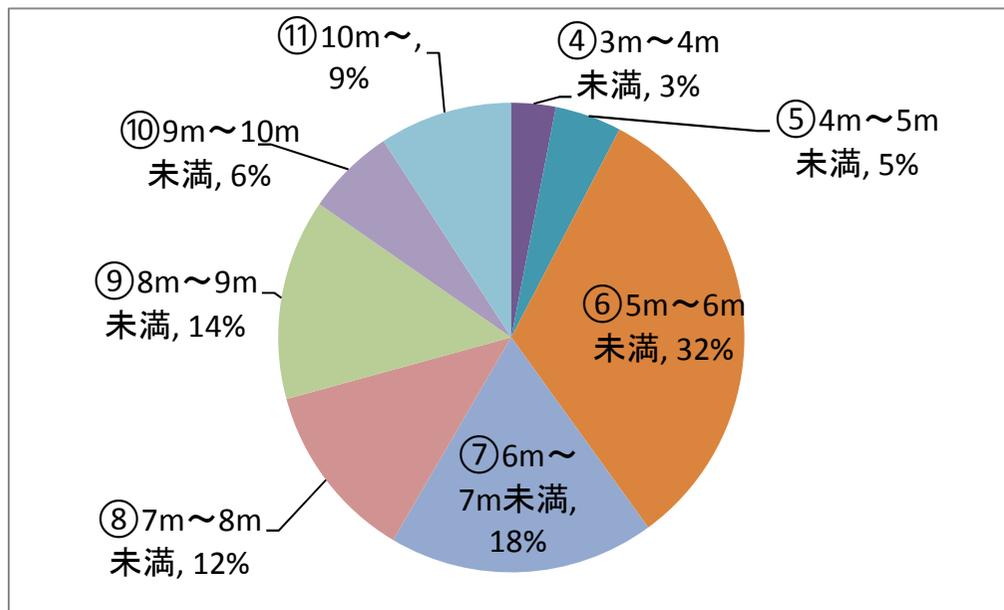


5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑥ GL(地面)からの高さ

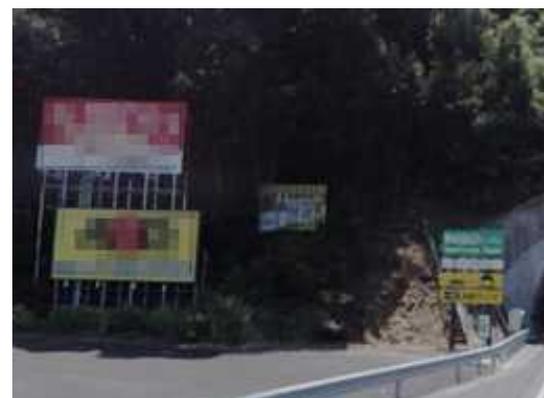
- ・ 5m～6mが特に多い
- ・ 10m以上も見られる



※広告物の上段までの高さ



一般広告物(下り)、高さ5m



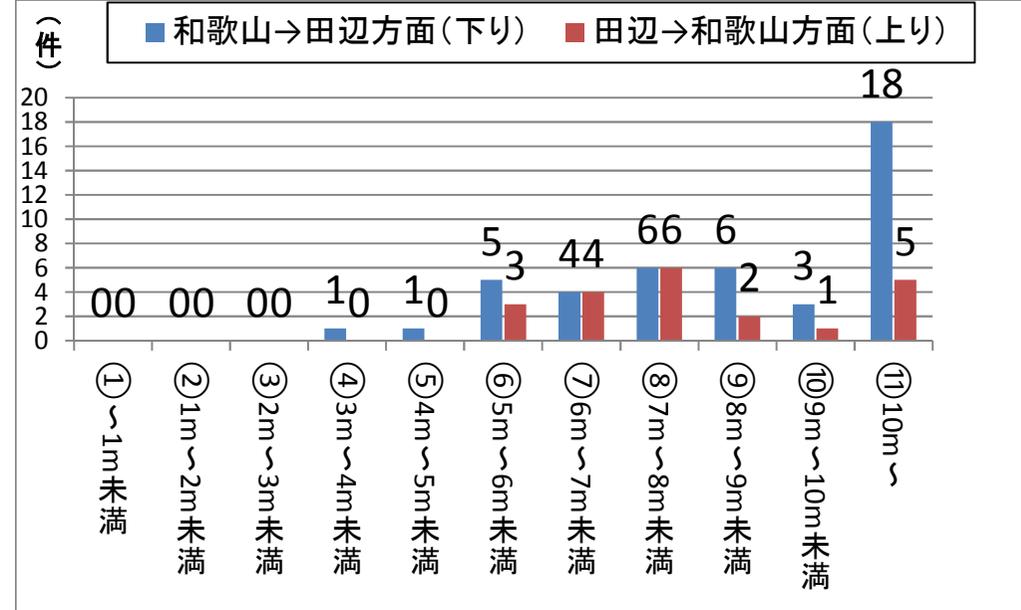
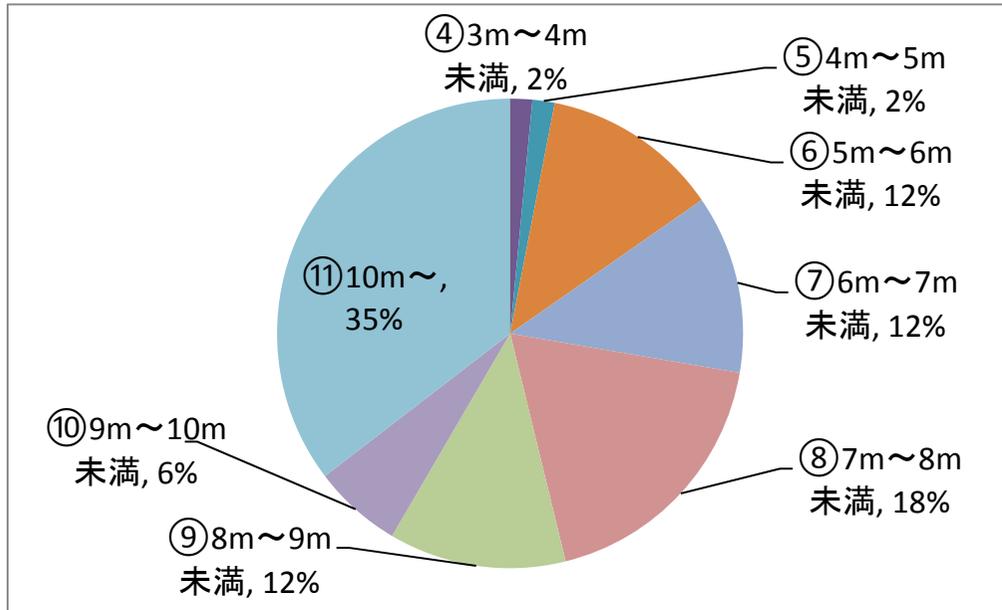
案内広告物(下り)、高さ11m

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

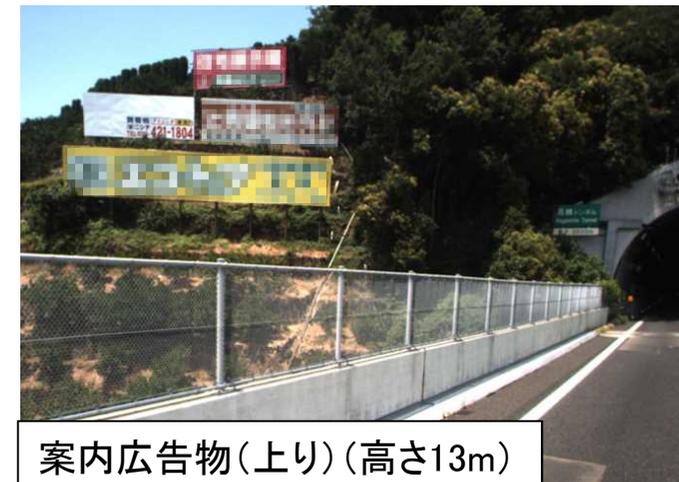
■ 阪和自動車道

⑦ 道路面からの高さ

- ・ 10m以上が最も多く見られる
- ・ 5m～9mの高さのものが多い



※ 広告物の上段までの高さ

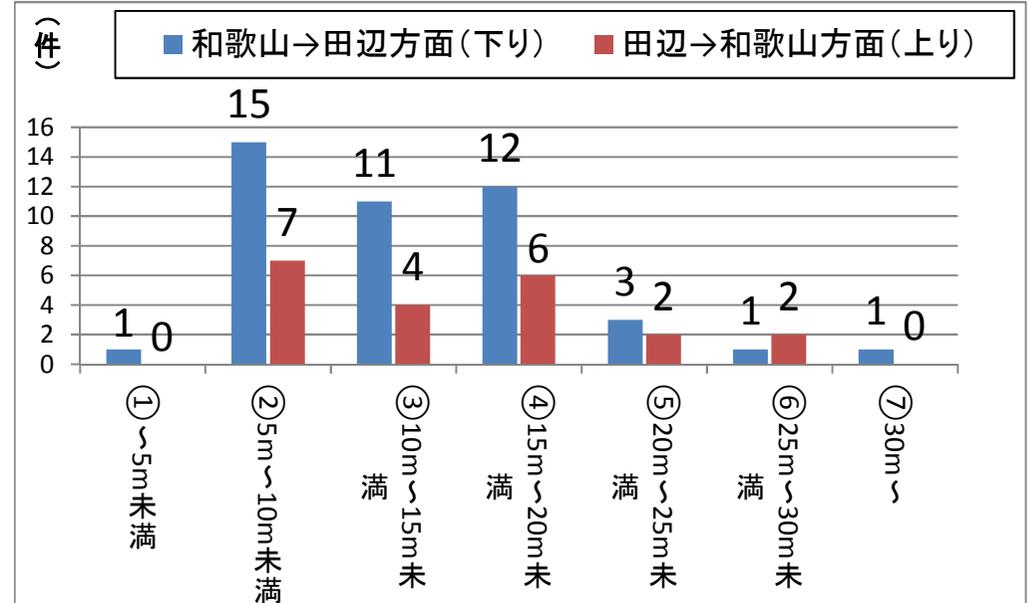
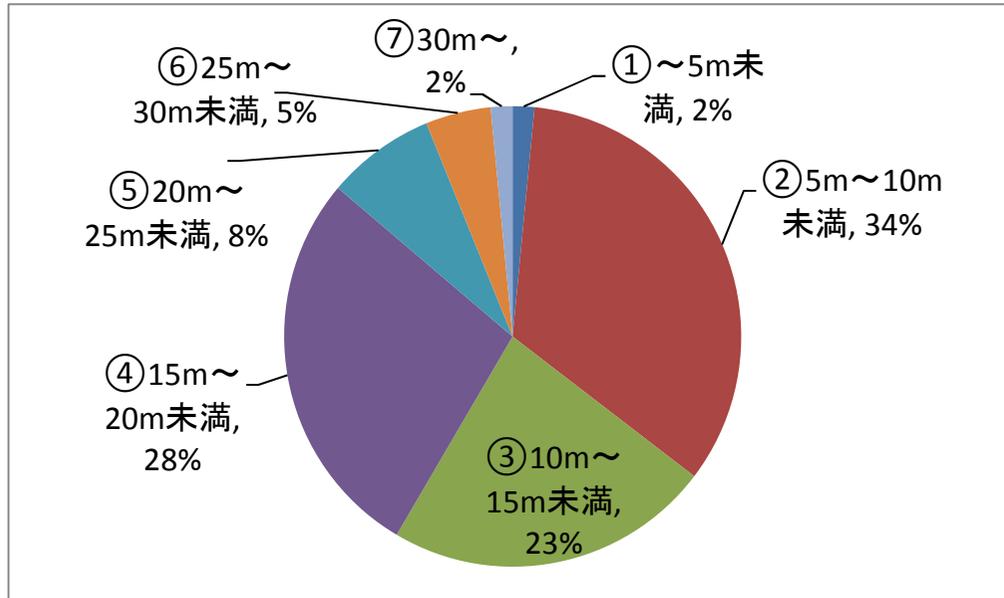


5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑧ 道路からの後退距離

- ・ 5～20mの間が最も多い
- ・ 30mを超えるものも2件ある

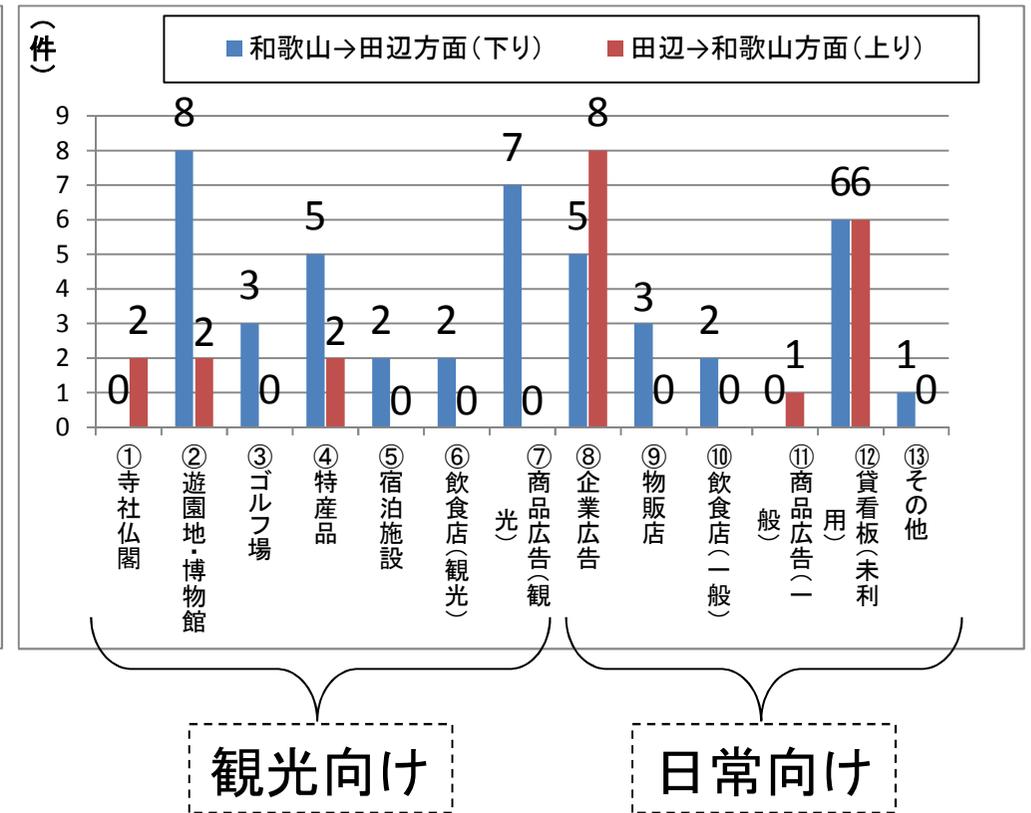
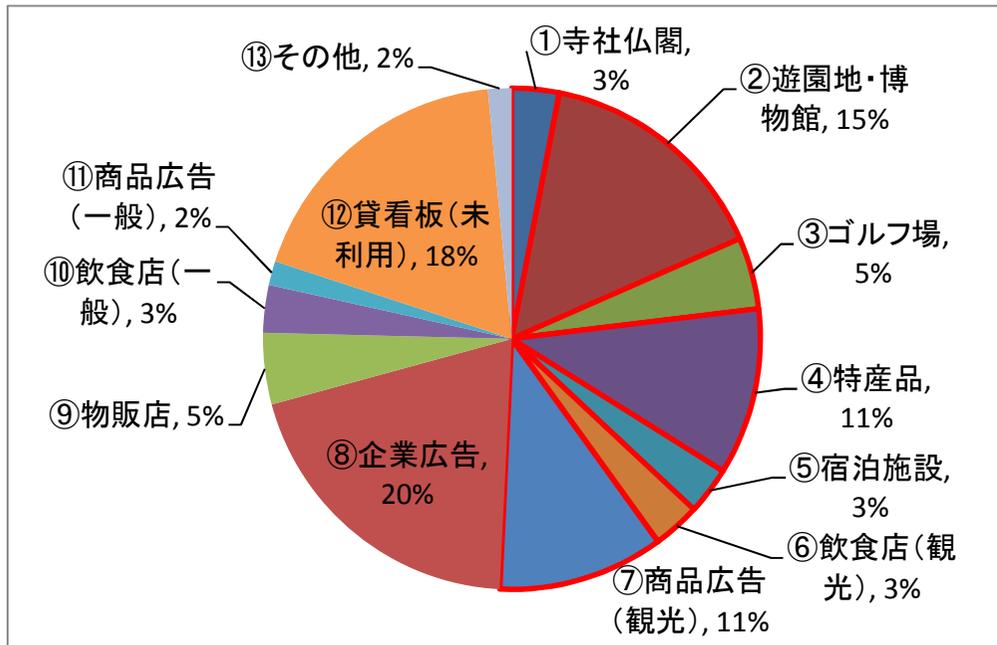


5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑨種類

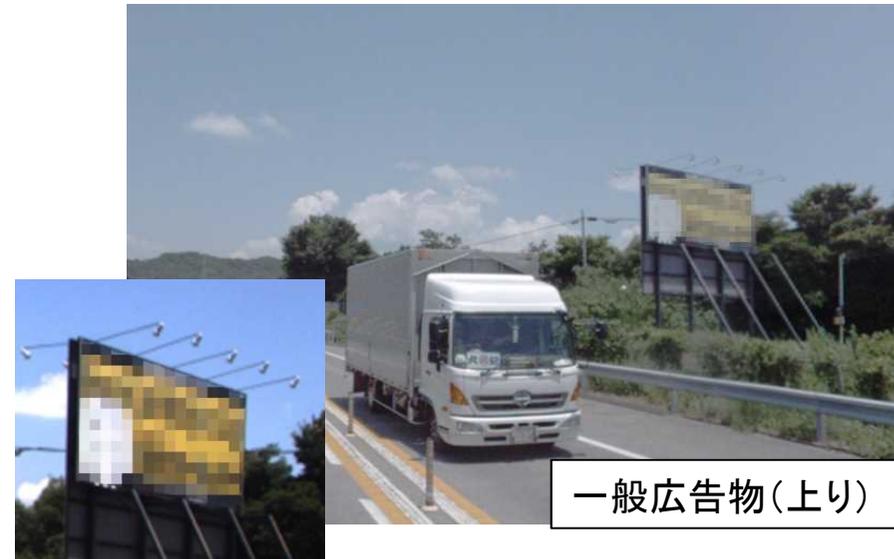
- ・ 下りでは、観光施設の広告物が多い
- ・ 上りでは、一般企業が多い



5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑨ 種類

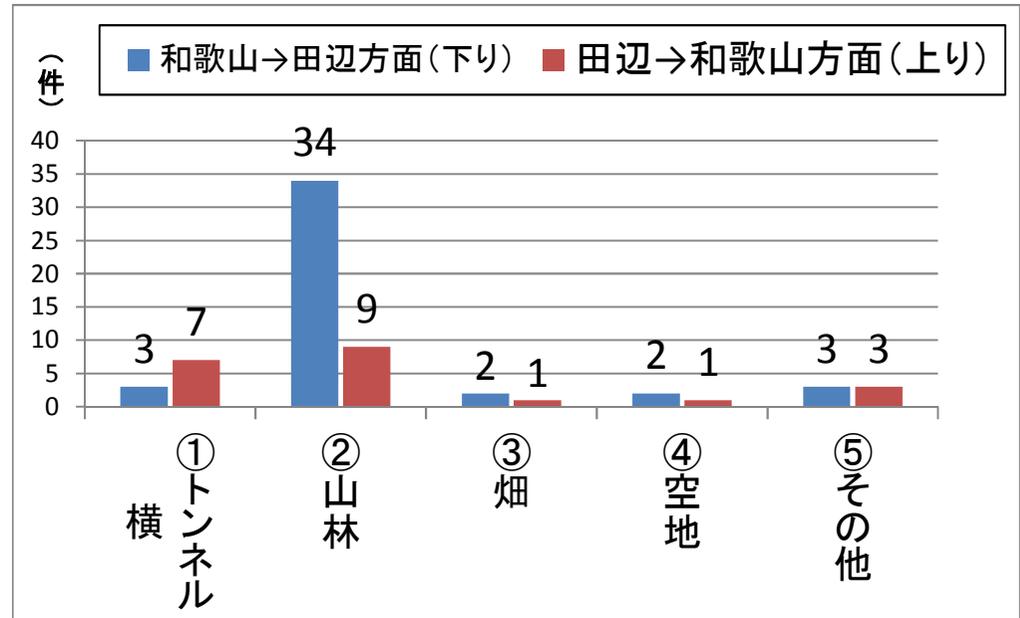
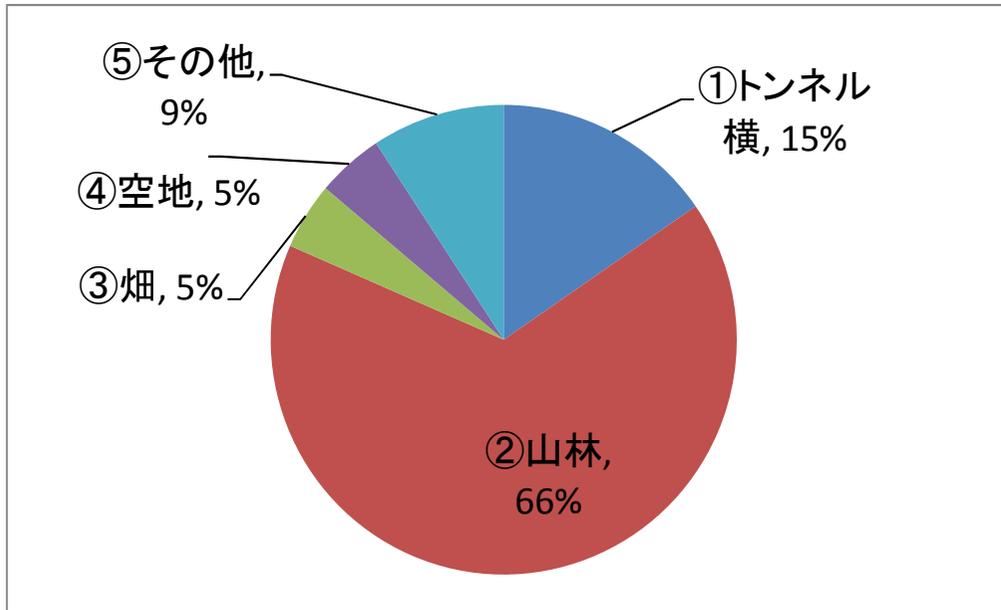


5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑩ 掲出場所

・ 山林部に設置されているものが多い



一般広告物(下り): 山林



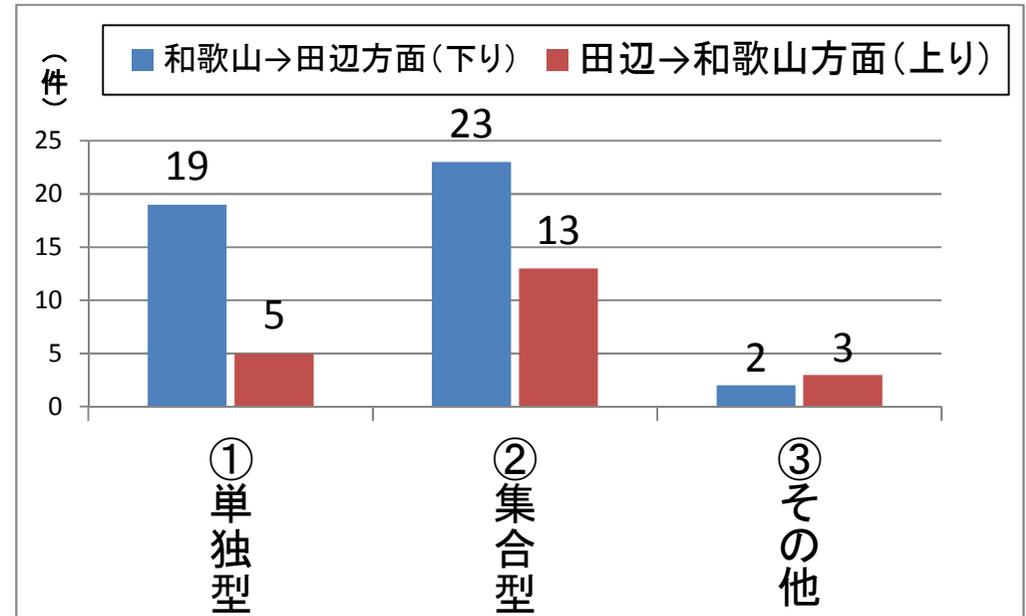
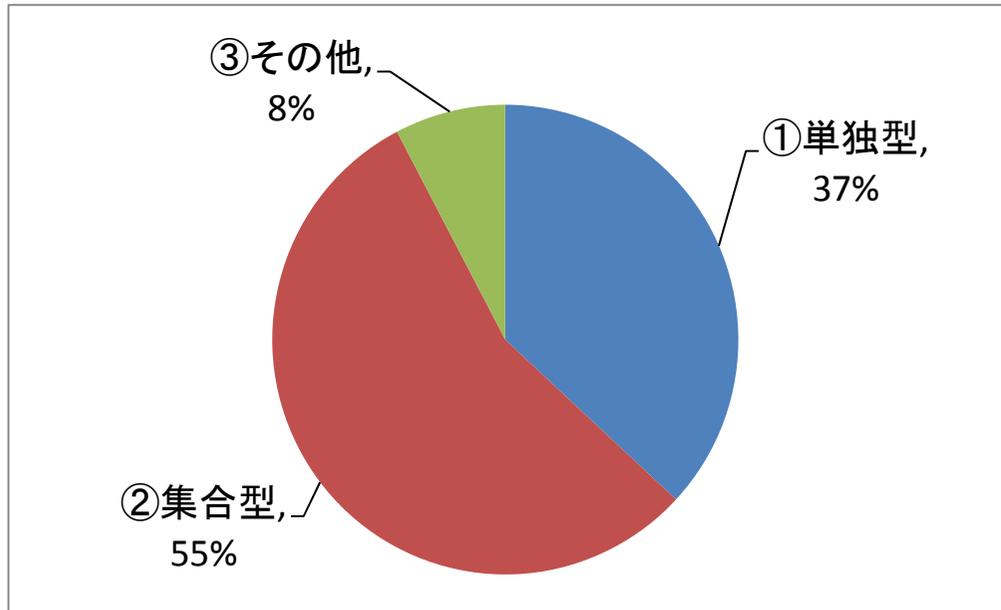
案内広告物(上り): トンネル横

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑪ 掲出の形式

・ 集合型のものが半数を占める



一般広告物(下り): 単独型

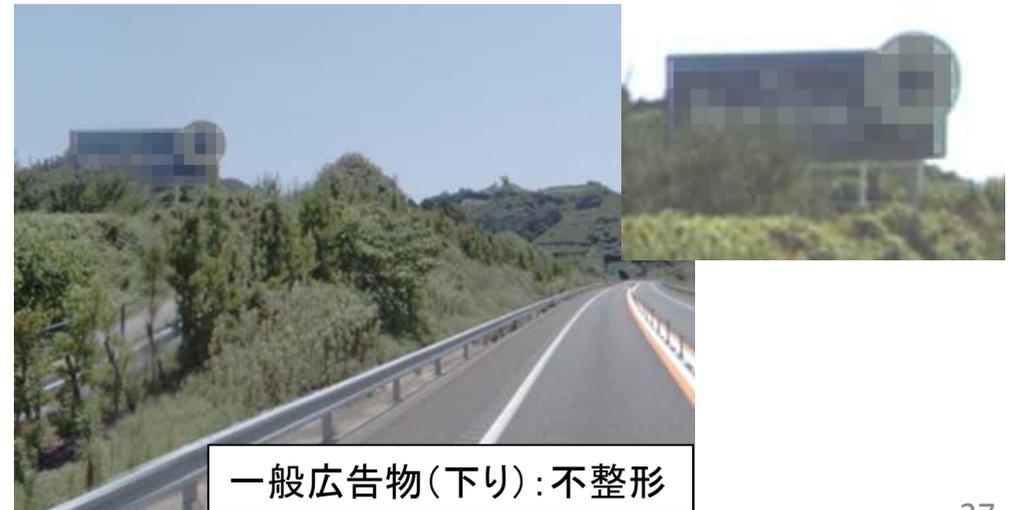
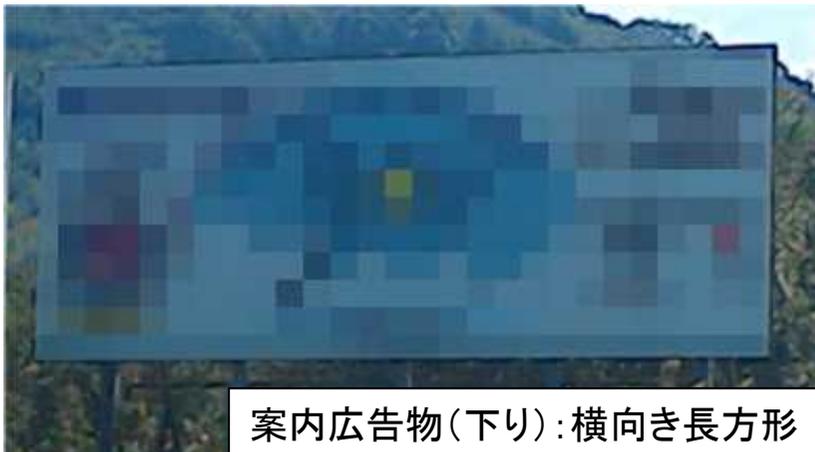
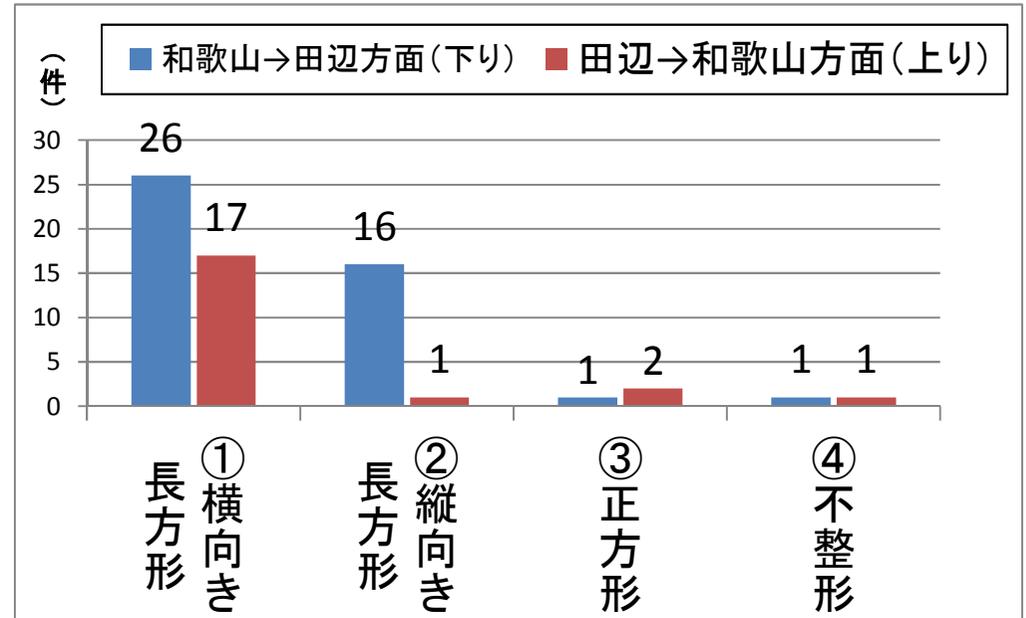
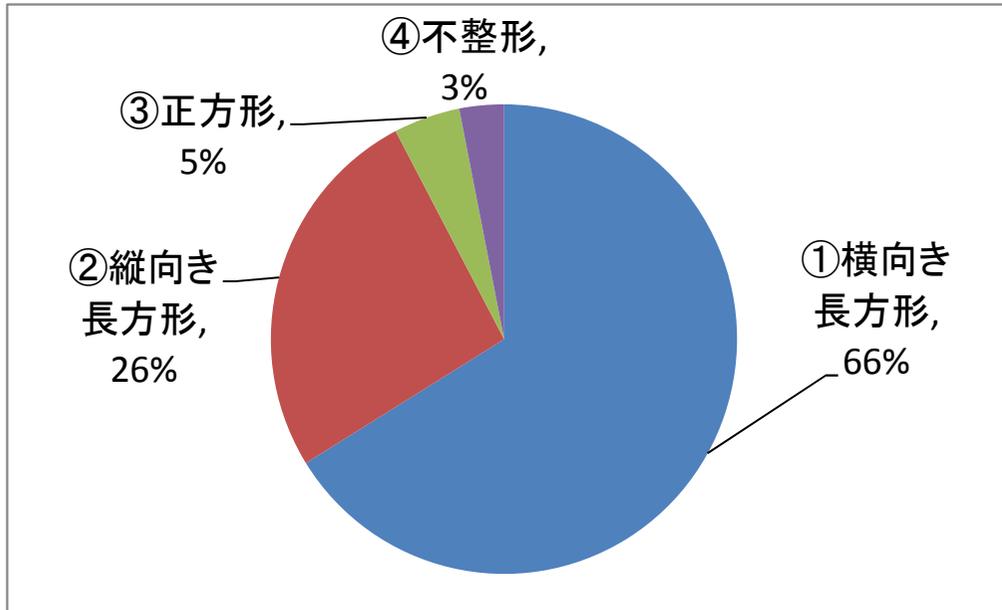


案内広告物(下り): 集合型

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道 ⑫ 広告物の形

- ・ 横向き長方形が多い
- ・ 不整形のものもいくつか見られる

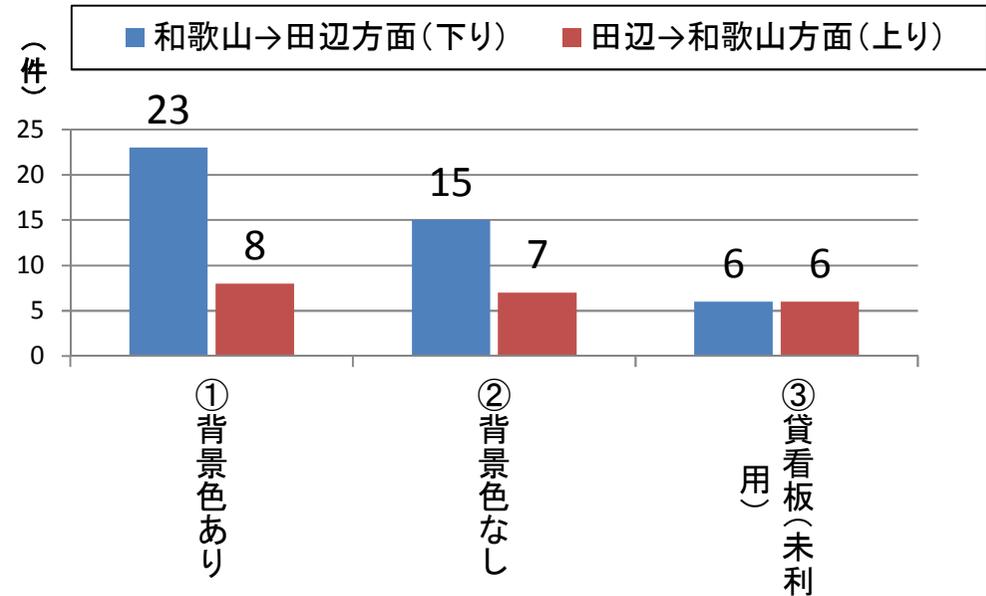
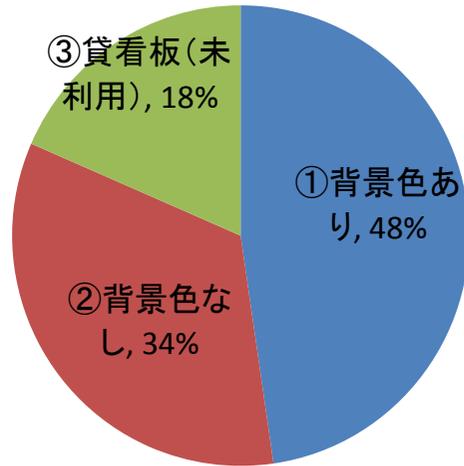


5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑬ 広告物の背景色

- ・ 「背景色あり」が、約半数を占める
- ・ 貸看板（未利用）も多い



一般広告物(下り): 背景色あり

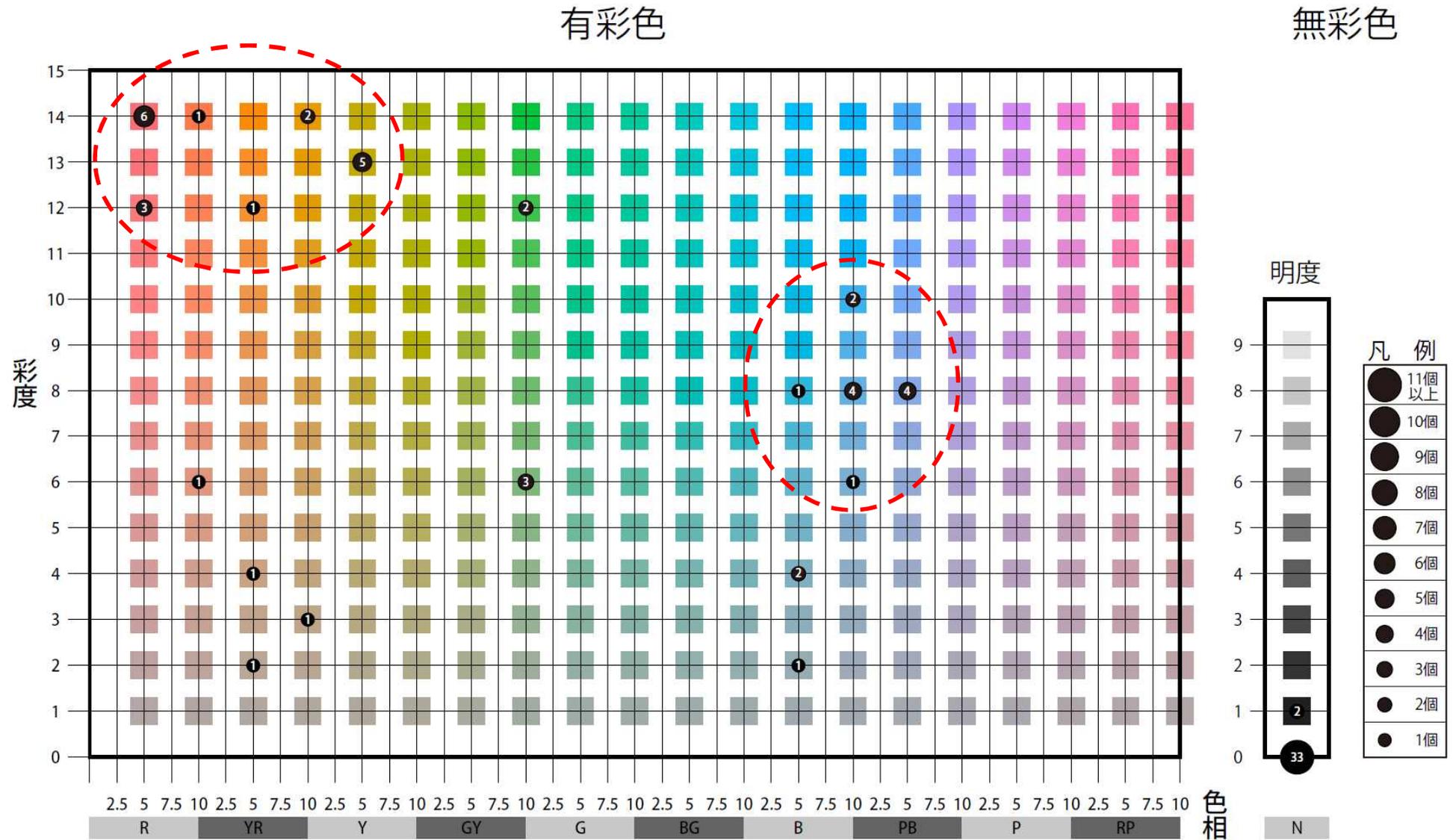


貸看板(未利用)(上り)

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道 ⑭ 色彩・色相

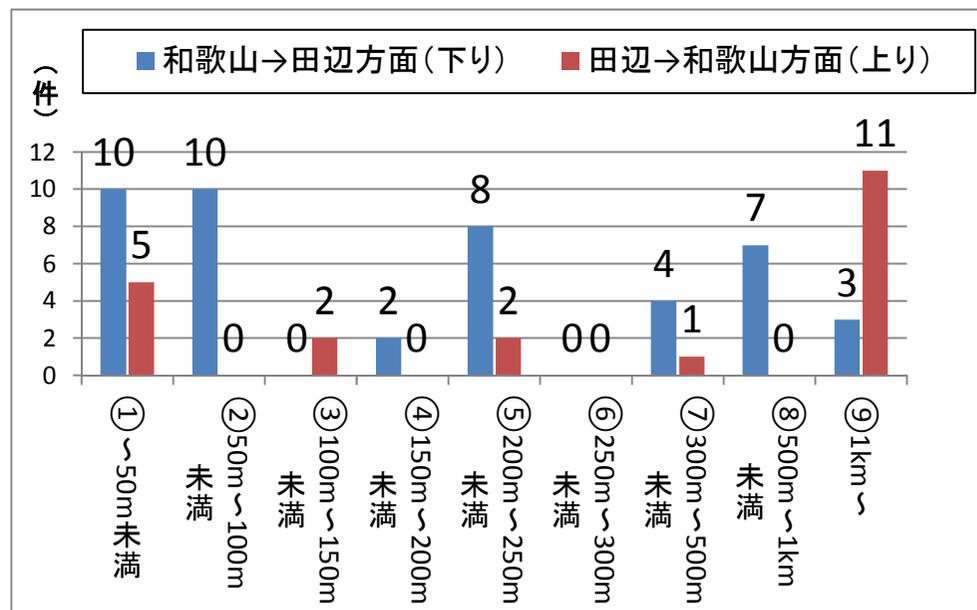
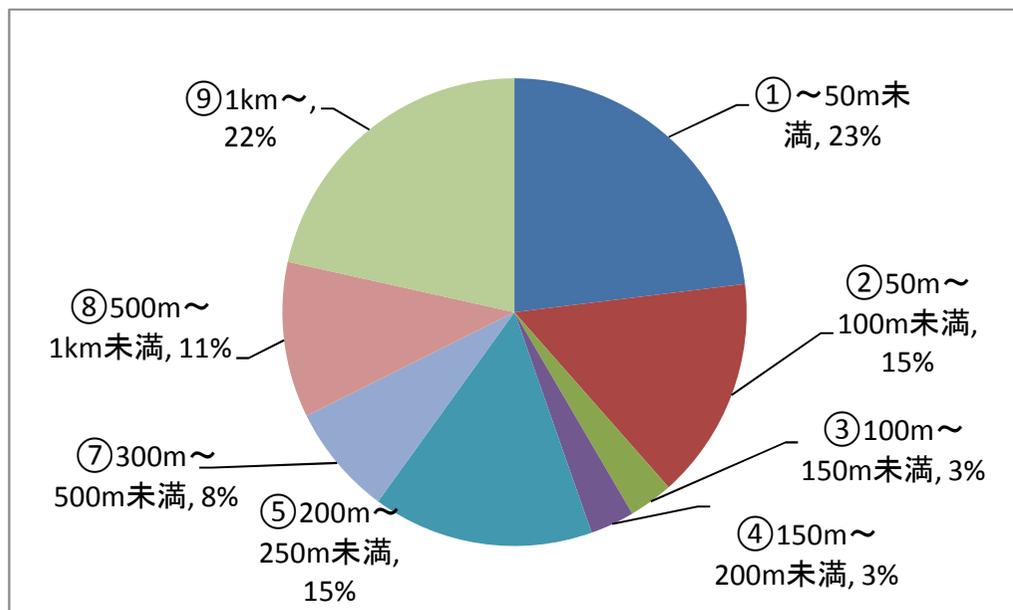
- ・ 赤、橙、黄で彩度の高いものが多い
- ・ 青、紫で彩度8程度のもものが多い



5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道 ⑮ 相互間距離

- ・ 100m以内、200～250mのものが多い
- ・ 上りでは1kmを超えるものが多い

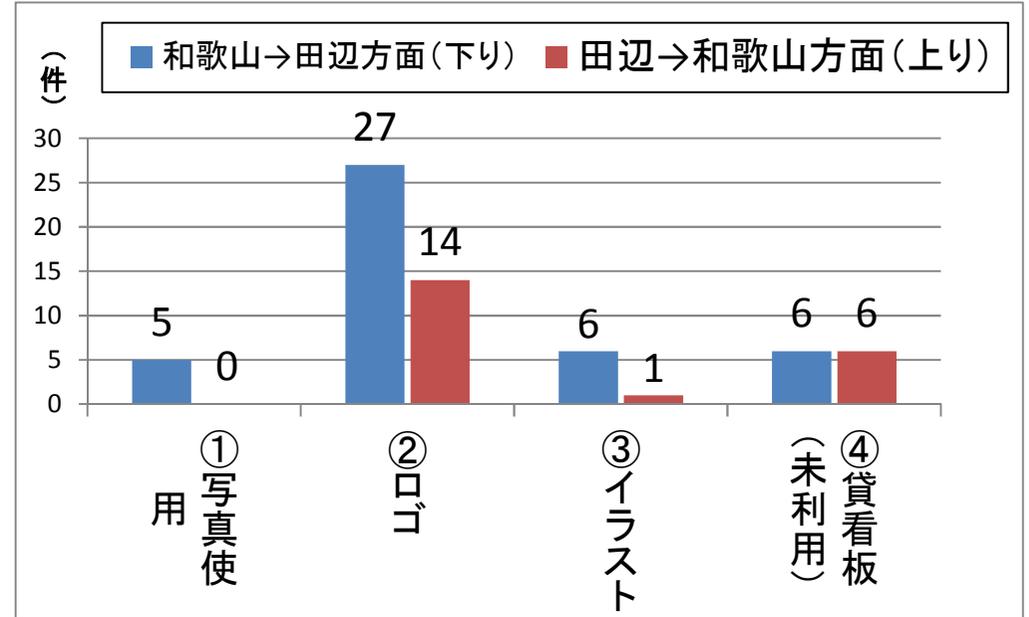
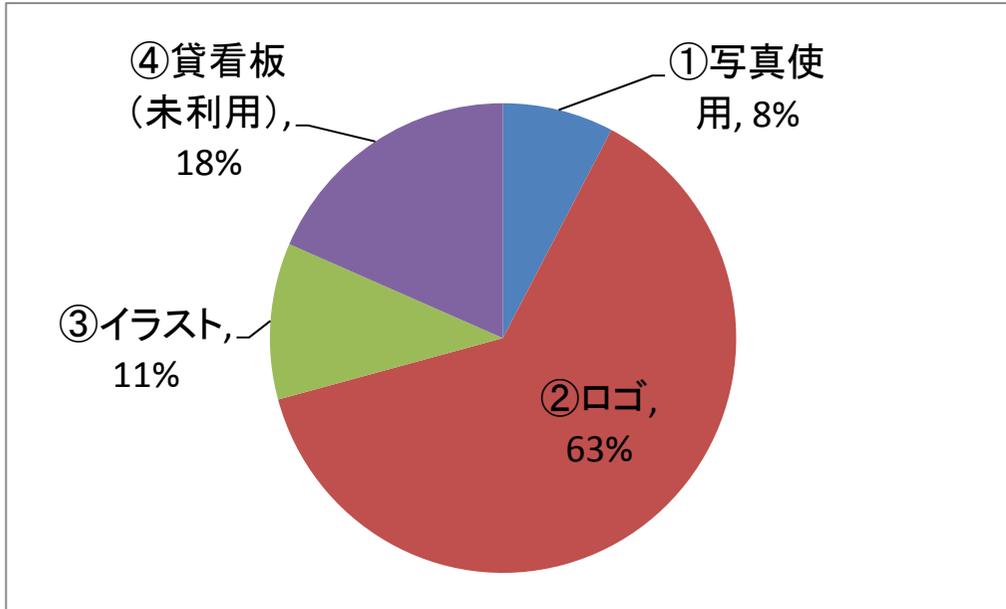


5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

・ ロゴを用いたものが多い

⑩ 看板の表示内容



一般広告物(下り): ロゴ



一般広告物(下り): イラスト

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

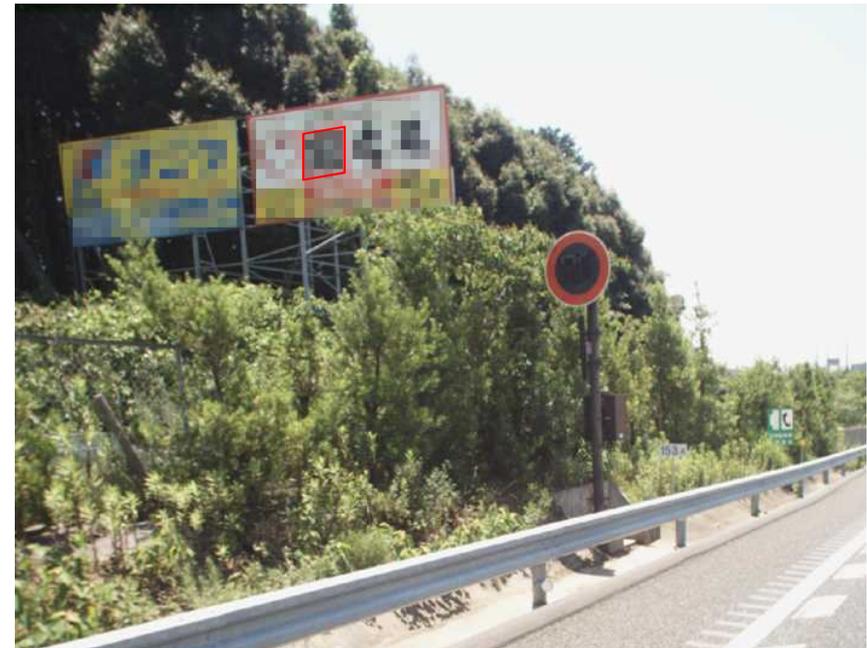
■ 阪和自動車道

⑰ 表示文字のサイズ

・ 店名などの文字高は、1 m程度が多い



文字高:0.8m



文字高:1.1m

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■京奈和自動車道

- ・ショッピングモール周辺以外は、広告物の設置はない。



※京奈和自動車道 高野口IC付近



※ショッピングモール周辺（橋本市あやの台）

5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 那智勝浦新宮道路

- ・ 那智勝浦新宮道路の国道合流部(新宮)以外は、
 広告物の設置はない。



※ 那智勝浦新宮道路 佐野IC付近



※ 上り



※ 下り



5. 高速道路等沿道の屋外広告物の現状

(参考)

■ インターチェンジ出入口

- ・ 多くの案内広告物が立地している。



※那智勝浦IC出入口交差点(第2種地域)

5.高速道路等沿道の屋外広告物の現状

(参考)

■幹線道路(交差点)

- ・大型の違反広告物が立地する。



矢立交差点 (国道370号・国道480号)
(禁止地域)

6.見直しの考え方

■和歌山県の景観の「基本目標」や「目指すべき景観像の実現」を目指し、「見直しの考え方」を整理する。

◇基本目標

- ・人々の生活や生業の中で育まれ、支えられ、継承されてきたものに敬意を表す
- ・身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気付き、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継ぐ
- ・県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていく

6.見直しの考え方

■和歌山県の景観の「基本目標」や「目指すべき景観像の実現」を目指し、「見直しの考え方」を整理する。

◇目指すべき景観像の実現

- ①精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する
- ②多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する
- ③人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する

6.見直しの考え方

- 和歌山県の景観の「基本目標」や「目指すべき景観像の実現」を目指し、「見直しの考え方」を整理する。

◇見直しの考え方

- ①和歌山の地域資源(自然・歴史資源等)を阻害する
広告物は掲示しない
- ②和歌山の魅力を知ってもらうため、地域資源に配慮した
情報提供を行う
- ③和歌山らしい広告物の掲示を推進する
- ④安全面から、多くの広告物の乱立は防止する

6.見直しの考え方

■見直しの考え方を踏まえ、具体的には、下記の項目について案内広告物の基準を検討していく。

- ①表示内容 → 案内表示できる地点・施設等を定める
- ②規格 → 大きさ・高さの上限を定める
- ③デザイン → 和歌山らしい統一感のあるデザイン基準を定める
- ④乱立防止 → 相互間距離や設置枚数、設置場所等を定める
- ⑤危害防止 → 道路標識や道路路端から離隔、構造安全性や維持管理の確保を定める

など

6.見直しの考え方

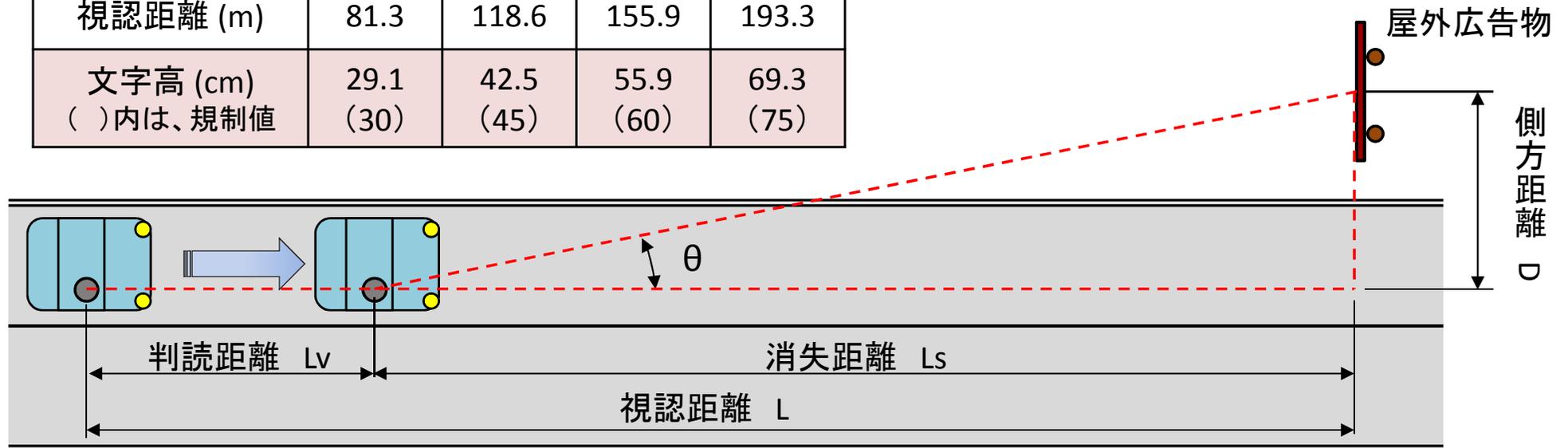
■案内広告物表示に係る項目を下記に示し、特に着色の内容を中心に検討するものとする。

該当項目		内容	要素
広告物の表示に係る項目	広告物の特性	・広告物に業種の特徴を表す	利便性
	構造	・他の構造物との関係を考慮した構造的な安全	秩序 視認性
	規格	・広告物の設置や大きさに係る幅や高さなどの制限	
	情報整理	・情報量、情報種類、重要情報の優先順位など	
	面積	・表示可能な広告物の最大面積または制限基準になる面積	
	形状	・広告物の形の表現範囲又は制限	自由・個性的な表現
	色彩	・色彩の表現における色相、彩度、明度、使用面積など	
	文字	・文字の面積や規格、書体、構成など	
	素材	・広告物の外部・内部を形成する素材	
広告物の表示によって影響される項目	広告物同士	・その他の広告物との関係	調和 視認性
	地域特性	・景観計画上に分類された地域特性を表す	

(参考1) ■ 案内広告の判読距離と文字高について

運転手が屋外広告物に記載された内容を判読するために最低必要な距離と広告の文字高の関係を「道路標識設置基準・同解説(社団法人日本道路協会)」に基づき、算出。

側方距離 (m)	20	30	40	50
視認距離 (m)	81.3	118.6	155.9	193.3
文字高 (cm) ()内は、規制値	29.1 (30)	42.5 (45)	55.9 (60)	69.3 (75)



・視認距離 $L = f(h^*) = 5.67 \times h^*$ ただし、 $h^* = k_1 \times k_2 \times k_3 \times h$

ここで、 h^* :有効文字高

h :実際の文字高

k_1 :文字の種類による補正係数 (漢字 → 0.6)

k_2 :文字(漢字)の複雑さによる補正係数 (画数10画以下 → 1.0)

k_3 :走行速度による補正係数 (80km/h → 0.82)

・判読距離 $L_v = V \times S$

ここで、 V :走行速度 (80km/h)

S :判読時間 (0.3秒【出典:屋外広告の知識】)

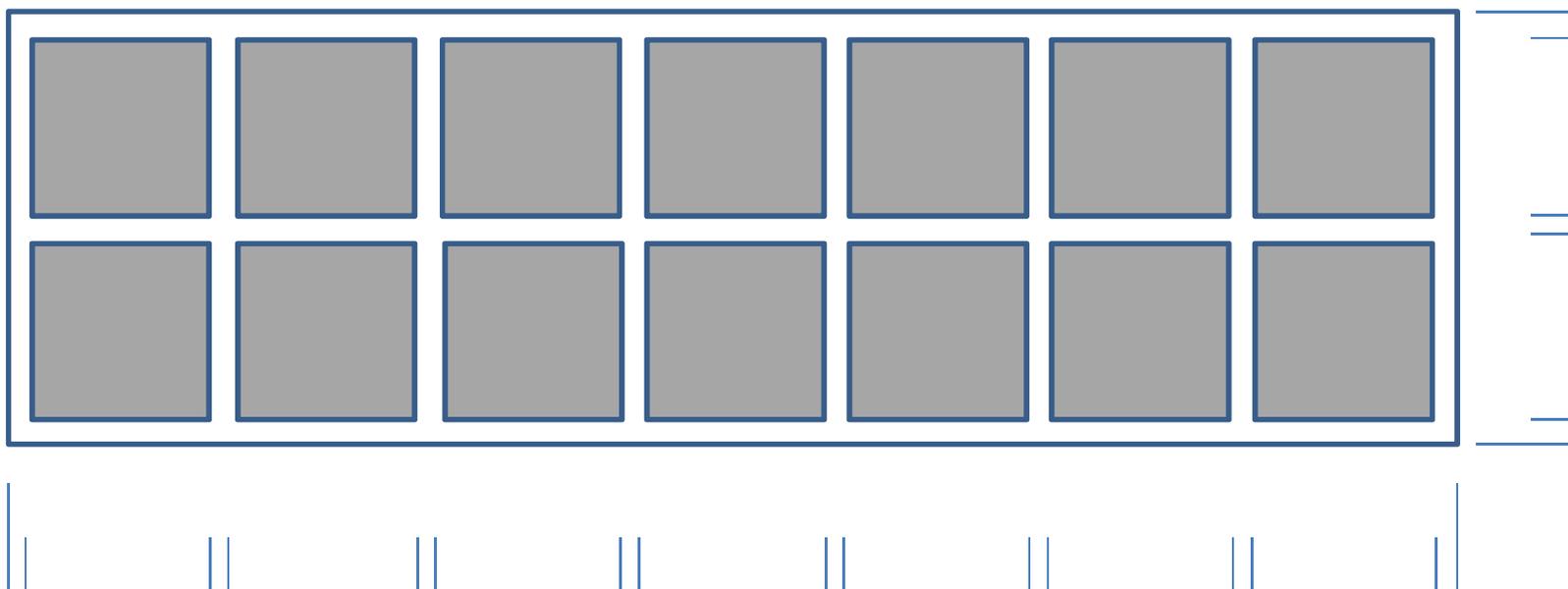
・消失距離 $L_s = L - L_v$

・ θ :消失地点における進行方向線と広告物との作る角度 (標準値 = 15°)

・側方距離 $D = L_s \times \tan \theta$

(参考2) ■ 広告板の必要面積について

- ・14文字とする。(人が一瞬で処理できる日本語の文字数が15文字)
- ・2段組とする(上段施設名、下段案内)
- ・文字間隔は文字サイズの1/10(道路標識設置基準の漢字の最低間隔)



文字高 (cm)	30	45	50	60	75	80
14文字の場合の必要最低面積 (m ²)	1.61	3.63	4.49	6.46	10.09	11.48

6.見直しの考え方

(1)表示内容 →

地点・施設に限定するか、商品広告等を認めるか。民間施設の取扱いをどうするか。



■検討項目案

【条例第6条第6項の特例許可の対象となり得る広告物】

- ・道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物(地方公共団体に限る)
- ・公衆の利便に供することを目的とする広告物

(商品広告等については、高速道路等利用者の利便性向上という今回の施策目的に照らし、設置を認めない方向で検討)

■検討方針案

- ・上記規定を踏まえ掲出を認める地点・施設基準案を策定
例)観光振興に資する地点、施設等を一定の指標により規定
観光客等の利用する施設を用途で規定
判断を要する施設等

地点 → 文化財、ジオサイト、観光地等

施設 → 文化財、公共施設、運動施設、美術館・博物館、
宿泊施設、物販店舗、飲食店、商品広告、工場等

6.見直しの考え方

(2)規 格 →

大きさ、高さ等をどうするか。 集合化を原則とするか。



■規定項目案

【大きさ・形状】

- ・広告板の幅、高さ、形状
- ・単独、集合は別規格(集合化のインセンティブ)

【使用材料】

- ・骨組みの材質等

【高さ】

- ・地盤からの高さ 0m以下
- ・路面からの高さ 0m以下
- ・背景の山の稜線を犯さない

【隣接広告物との関係】

- ・高さの統一等

■規定方針案

- ・利便性向上である以上、原則、集合化。単独は特別な場合に限るべき。
- ・ドライブシミュレーションによる風致・美観への影響
- ・走行判読性、必要文字数等からサイズを規定
- ・統一感から形状を規定

6.見直しの考え方

(3)デザイン →

字体、色、文字大きさ(視認性)等をどうするか。写真やポイントカラー等を認めるか。



■検討項目案

【色】

下地色、文字色及びポイントカラー
(色相、彩度、明度、使用面積等)

【字体・サイズ】

視認性の良い字体から選定
路端からの距離等から視認性を考慮し文字サイズを決定
文字間隔等

【降口・距離案内表示】

表示面積の〇割以上、表示位置、表示方法

【絵・写真】

表示面積の〇割以下、表示位置、

【空き看板対策】

白地ではなく特定のデザインを決めておく

【広告の裏面对策】

色の統一等

■規定方針案

- ・おしゃれで統一感があって一定の個性を認める
- ・走行判読性
- ・同一用途の施設や同一ICからの案内は、集合化

6.見直しの考え方

(4)乱立防止 →

一定の数量規制や相互間距離規制を設けるか。設置場所を限定するか。



■検討項目1案

【掲出可能枚数】

表示内容につき県内全域で合計〇枚まで(上り、下り別)

■検討方針案

- ・乱立防止、利便性の向上の観点から表示内容につき設置枚数を制限

■検討項目2案

【設置場所】

道路路端から〇〇m以内

相互間距離 〇〇〇m以上(走路方向)及び〇m以上(走路直交方向)

あらかじめ、地形・景観等を考慮し設置場所を限定

■検討方針案

- ・走行時の視野角と看板サイズ等から判読できない場所への設置を制限
- ・乱立による景観阻害の防止
- ・視認性と判読時間の確保(判読に数秒必要)

6.見直しの考え方

(5)危害防止 →

道路標識の視認性の確保や適正な維持管理をどのように確保するか。



■検討項目1案

【道路標識の視認性の確保】

- ・道路標識から0m以上離す
- ・道路路端から0m以上離す

■検討方針案

- ・交通安全性の確保の観点から、道路標識の視認性を阻害しない
- ・ドライブシミュレーションによる検証

■検討項目2案

【広告物による危害の防止】

構造安全性及び適正な維持管理の確保

■検討方針案

- ・暴風などによる案内広告の飛散による走行車両等への危害の防止

6.見直しの考え方

■高速道路等沿道における案内広告物の設置ガイドライン(仮称)の構成案

(1)これまでの高速道路等沿道規制の概要

(2)現状の高速道路等沿道の広告物の設置状況と課題

- ・現状の分析と問題点の整理

(3)新たな高速道路等沿道の広告物の規制の方向

- ・独立広告物(野立て看板)
- ・壁面及び屋上広告物

(4)特例許可基準について

- ・基準と図解(デザイン例、走行車両から見た掲出イメージ等)
- ・基準の考え方

(5)高速道路等から目的地までの案内広告のあり方

(参考 検討資料、検討過程等を明記)

7. 今後の見直しスケジュール

8月30日

第1回 屋外広告検討会

「現状確認、基準の項目、見直しの視点」



意見収集

パブリックコメントの実施

9月下旬

第2回 屋外広告検討会

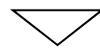
「基準の検証」



10月下旬

第3回 屋外広告検討会

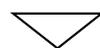
「基準及びガイドライン(素案)の検証」



11月下旬

第4回 屋外広告検討会

「基準及びガイドライン(原案)の確認」



報告

12月 景観審議会

意見収集

1月パブリックコメント実施

2月 規制・ガイドラインの公布 (4月施行)